

「地方公務員災害補償基金業務規程第 25 条の 2 第 1 項に規定する福祉事業の取扱いについて」の一部改正

「地方公務員災害補償基金業務規程第 25 条の 2 第 1 項に規定する福祉事業の取扱いについて」（昭和 60 年 11 月 29 日地基企第 38 号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第 1 外科後処置に関する事業</p> <p>1 〔略〕</p> <p><u>2 規程第 27 条第 2 項第 4 号の「居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護」及び同項第 5 号の「病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に係る看護料又は付添の費用は、療養補償の規定の例により支給するものとする。</u></p> <p><u>3 規程第 27 条第 2 項第 6 号の「移送」に係る費用は、療養補償の規定の例により支給するものとする。</u></p> <p><u>4～5</u> 〔略〕</p>	<p>第 1 外科後処置に関する事業</p> <p>1 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>2～3</u> 〔略〕</p>
<p>第 2 補装具に関する事業</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 規程第 27 条の 2 第 2 項第 11 号の補装具の支給種目及び支給対象については、次によるものとする。</p> <p>(1)～(10) 〔略〕</p> <p>(11) 筋電電動義手 両上肢を手関節以上で失い又は 1 上肢を手関節以上で失うとともに、他上肢の用が全廃又はこれに準じた状態になったことにより、法第 29 条に規定する障害補償を受けている者であつて、次の要件を全て満たす者に対し、1 本を支給する。</p> <p>ア 手先装置の開閉操作に必要な強さの筋電信号を検出できること</p>	<p>第 2 補装具に関する事業</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 規程第 27 条の 2 第 2 項第 11 号の補装具の支給種目及び支給対象については、次によるものとする。</p> <p>(1)～(10) 〔略〕</p> <p>(11) 筋電電動義手 両上肢を手関節以上で失い又は 1 上肢を手関節以上で失うとともに、他上肢の用が全廃又はこれに準じた状態になったことにより、法第 29 条に規定する障害補償を受けている者であつて、次の要件を全て満たす者に対し、1 本を支給する。</p> <p>ア 手先装置の開閉操作に必要な強さの筋電信号を検出できること</p>

- イ 筋電電動義手を使用するに足る判断力を有すること
- ウ 筋電電動義手を使用するに足る十分な筋力を有すること
- エ ソケットの装着が可能である断端を有すること

〔削除〕

(12) 〔略〕

3～12 〔略〕

### 第3 リハビリテーションに関する事業

1 〔略〕

2 規程第27条の3第1項の「訓練に必要な費用」は、訓練指導料、宿泊費、食事料等とする。

3 〔略〕

### 第4 アフターケアに関する事業

1 〔略〕

2 外傷による脳の器質的損傷を受けた者又は一酸化炭素中毒、減圧症、脳血管疾患若しくは有機溶剤中毒等（一酸化炭素中毒を除く。）に由来する脳の器質性障害を有する者に対するアフターケアの範囲の基準

アフターケアとして必要であると認められる診察には、保健指導、検査並びに診察に基づく診断、処方及び意見（文書の交付を含む。）を含むものとし、（3から19までにおいて同様である。）、アフターケアの範囲の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) 〔略〕

(6) 「居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護」及び「病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に係る看護料又は付添の費用は、療養補償の規定の例により支給するものとし、3から19までにおいても同様とする。

(7) 「移送」に係る費用は、療養補償の規定の例により支給するものと

- イ 筋電電動義手を使用するに足る判断力を有すること
- ウ 筋電電動義手を使用するに足る十分な筋力を有すること
- エ ソケットの装着が可能である断端を有すること

オ 肩及び肘の関節の機能に著しい障害がないこと

(12) 〔略〕

3～12 〔略〕

### 第3 リハビリテーションに関する事業

1 〔略〕

2 規程第27条の3第1項の「訓練に必要な費用」は、訓練指導料、宿泊料、食事料等とする。

3 〔略〕

### 第4 アフターケアに関する事業

1 〔略〕

2 外傷による脳の器質的損傷を受けた者又は一酸化炭素中毒、減圧症、脳血管疾患若しくは有機溶剤中毒等（一酸化炭素中毒を除く。）に由来する脳の器質性障害を有する者に対するアフターケアの範囲の基準

アフターケアとして必要であると認められる診察には、保健指導、検査並びに診察に基づく診断、処方及び意見（文書の交付を含む。）を含むものとし、（3から19までにおいて同様である。）、アフターケアの範囲の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) 〔略〕

(6) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護並びに移送は、医学上又は社会通念上必要であると認められる場合のものに限り対象とするものとする。3から19までにおいて同様とする。

〔新設〕

し、3から19までにおいても同様とする。

3 [略]

第19 旅行費

規程第30条の「理事長が定める範囲」は、次によるものとする。なお、独歩できない場合の旅行のための介護付添に要する費用については、支給しないものとする。

- (1) 旅行費は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費その他旅行に必要な費用とし、その額は、それぞれ国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「旅費法施行令」という。）の規定の例に準じて計算した額とする。
- (2) (1)の場合には、被災職員の傷病の状況、地理的事情、交通事情等を総合的に勘案し、計算した額とする。
- (3) 自家用自動車を利用した場合のその他の交通費の額の計算において、ガソリン代の実費の算定が困難な場合には、社会通念上妥当と認められる範囲内の額とする。
- (4) 宿泊費及び包括宿泊費の額を旅費法及び旅費法施行令の規定の例に準じて計算する場合には、1夜につき国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の職務の級が10級以下の者の区分に掲げられている額の範囲内における実費（飲酒、遊興費その他これらに類する費用を除く。）とする。
- (5) 被災職員の傷病の状況等から特に必要と認められる場合には、旅費法及び旅費法施行令の規定の例に準じ、交通費、宿泊費及び包括宿泊費以外の種目を旅行費として支給することができる。
- (6) 交通費のうち鉄道、その他の交通費等については、領収書等を徴収することができない場合が多いと思われるが、移送の事実が立証でき、かつ、当該交通機関の料金が別途立証できれば、必ずしも領収書等の添付は必要としないものであること。

3 [略]

第19 旅行費

規程第30条の「理事長が定める範囲」は、当分の間、地方公務員災害補償基金業務規程の一部を改正する規程（令和7年地基規程第4号）による改正前の規程第30条の範囲とする。

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[削除]

(参考)

○地方公務員災害補償基金業務規程の一部を改正する規程（令和7年  
地基規程第4号）による改正前の規程（抄）

(旅行費)

第三十条 職員が補装具の支給、修理若しくは再支給若しくはリハ  
ビリテーションを受けるために旅行する場合の旅行費は、鉄道賃、  
船賃、車賃及び宿泊料とし、支給を受ける者の居住地又は滞在  
地から目的地に至る最も経済的な通常の経路及び方法により、かつ、  
次の各号の規定に従って計算した範囲内において実費を支給す  
る。

一 鉄道賃 旅客運賃、急行料金（普通急行列車若しくは準急行  
列車を運行する線路により片道五十キロメートル以上旅行する  
場合又は特別急行列車を運行する線路により片道百キロメー  
トル以上旅行する場合に限る。以下この号において同じ。）、特別  
車両料金（旅客運賃の等級を二階級に区分する線路により旅行  
する場合を除く。）及び座席指定料金（普通急行列車を運行する  
線路により片道百キロメートル以上旅行する場合に限る。）と  
し、旅客運賃及び急行料金は、旅客運賃の等級を二階級に区分  
する線路により旅行する場合にあつては、上位の等級の旅客運  
賃及び急行料金とする。

二 船賃 旅客運賃、特別船室料金（旅客運賃を二以上の階級に  
区分する船舶により旅行する場合を除く。）及び座席指定料金と  
し、旅客運賃は、その等級を三階級に区分する船舶により旅行  
する場合にあつては中位の等級の旅客運賃、二階級に区分する  
船舶により旅行する場合にあつては上位の等級の旅客運賃とす  
る。

三 車賃 一キロメートルにつき三十七円（全路程を通算して計  
算し、一キロメートル未満の端数がある場合は、これを切り捨  
てる。）とする。ただし、障害の程度により、この額により難  
いと認められる場合においては、この限りでない。

四 宿泊料 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法

律第百十四号) 別表第一の一の宿泊料の項の甲地方である地域に宿泊する場合は一夜につき八千七百円とし、その他の地域に宿泊する場合は一夜につき七千八百円とする。

備考 表中の [ ] は注記である。